

令和 7 年 度

青森県内部統制評価報告書
審 査 意 見 書

青森県監査委員

青 監 査 第 36 号

令 和 8 年 9 月 4 日

青森県知事 宮 下 宗一郎 殿

青森県監査委員 佐々木 知 彦

青森県監査委員 三 浦 朋 子

青森県監査委員 木 明 和 人

青森県監査委員 菊 池 勲

令和7年度青森県内部統制評価報告書審査意見書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき
審査に付された令和7年度青森県内部統制評価報告書について審査した
結果、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度青森県内部統制評価報告書審査意見書

第 1 審査の対象

審査の対象は、令和 7 年度青森県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）である。

第 2 審査の方法

報告書の審査に当たっては、青森県監査委員監査基準に準拠し、

- 1 内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

という観点から、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査等によって得られた知見に基づき、検証を行い、審査を実施した。

第 3 審査の結果

報告書に重大な不備として記載された事案は、結果として事業の財源となる国交付金を活用できなくなり、県の一般財源 2,622 千円を充当したものであり、経済的不利益が生じていることから、これを重大な不備としたことは相当である。

当該事案は、事業担当課が不十分な引継ぎ等に起因した誤った事務処理を組織的に発見できず、交付金のとりまとめ担当課においてもそのまま国に実績報告したため、国からの交付金を受けられなくなったものであり、双方のチェック体制を強化する再発防止策を確実に履行していただきたい。

また、同様の業務を処理する他の所属においても、事案の概要を共有し、リスク対応策の強化を図るなど、全庁的な内部統制の強化を図っていただきたい。

なお、県全体の財務事務のより一層の適正化を進めるため、知事以外の執行機関においても内部統制を推進する必要がある。